平成 26 年 1 月 31 日

各　位

会 社 名　株式会社ティーガイア
代表者名　代表取締役社長　　竹岡 哲朗
（コード：3738　東証第１部）
問合せ先　執行役員　経営企画部長　　俣野 通宏
（TEL. 03－6409－1010）

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 31 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第１項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、下記のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．買付け等の目的

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向 30%以上を目途として利益還元を実施することを基本方針としております。平成 25 年３月期においては、株主の皆様に対する利益還元の一環として、平成 24 年５月に自己株式 26,985 株を取得し、平成 23 年４月に取得した自己株式 91,000 株と合わせた 117,985 株を平成 24 年５月に消却いたしました。今後も、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、既存事業の基盤強化と成長に向けた新たな事業分野に積極的に取り組みながら、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上と安定的な配当の継続に努めてまいります。

かかる状況下、平成 25 年 11 月初旬頃、当社の筆頭株主及びその他の関係会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。本日現在の保有株式数 23,345,400 株、平成 25 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（78,988,400 株）に対する割合 29.56%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。））より、その保有する当社株式の一部を売却したい意向がある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の当該株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を鑑み、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による買い受けの可能性や当社が当該株式を自己株式として買い受けることについての検討を開始いたしました。

その結果、当社が自己株式として買い受けることは、過去にも実施してきたとおり資本効率の向上に寄与すること、かかる自己株式の取得を行う場合には金融機関からの借入れによって調達した資金の一部（9,000,000 千円）を充当いたしますが、かかる借入れの実施を前提としても従前より設定している借入枠の利用であることから当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと、三菱商事が売却を希望

する株式数が第三者に譲渡された場合には、状況によっては当社の資本政策や事業戦略の見直しによる既存株主へ影響も想定されること等を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることといたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社株式の市場価格を基礎とすること、また、市場価格とは経済状況その他様々な要因により日々変動するものであることから、適正な価格としての市場価格はある一時点ではなく一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年１月 31 日の前営業日である平成 26 年１月 30 日までの過去１ヵ月間の終値の単純平均値 1,240 円（円未満四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。)、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値 1,131 円、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値 1,048 円、同過去 12 ヶ月間の終値の単純平均値 1,009 円）の株価推移を考慮する必要があると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成 25 年 12 月下旬、三菱商事に対し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について両社で協議を行った結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式（23,345,400 株、発行済株式総数に対する割合 29.56%）の一部である 10,300,000 株（発行済株式総数に対する割合 13.04%）について応募する意向がある旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 26 年１月 31 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第１項及び当社定款の規定に基づき、10,400,100 株（発行済株式総数に対する割合 13.17%）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、買付価格は一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年１月 31 日の前営業日である平成 26 年１月 30 日までの過去１ヵ月間の終値の単純平均値 1,240 円、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値 1,131 円、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値 1,048 円、同過去 12 ヶ月間の終値の単純平均値 1,009 円）の株価平均を踏まえていずれに対してもディスカウントを行った価格である 850 円とすることを決議いたしました。

なお、当社取締役である宮下修及び長谷川大幾は、三菱商事の業務執行者を兼務していることから、本公開買付けに関する利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社の立場において三菱商事との事前の協議及び交渉には参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加しておりません。

当社は三菱商事より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社株式（23,345,400 株、発行済株式総数に対する割合 29.56%）の一部である 10,300,000 株（発行済株式総数に対する割合 13.04%）を本公開買付けに対して応募する意向がある旨の回答を得ております。また、本公開買付けに応募しない当社株式（13,045,400 株、発行済株式総数に対する割合 16.52%）については、本日現在において、当面は保有する意向であると伺っております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

２．自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 26 年１月 31 日開示）

（１）決議内容

株券等の種類	総　数	取得価額の総額
普通株式	10,400,100 株	8,840,085,000 円

（注１）発行済株式総数　78,988,400 株（平成 25 年 12 月 31 日現在）

（注２）発行済株式総数に対する割合　13.17％（小数点以下第三位を四捨五入）

（注３）取得する期間　平成 26 年２月３日（月曜日）から平成 26 年４月 30 日（水曜日）まで

（２）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

３．買付け等の概要

（１）日程等

①　取締役会決議	平成 26 年１月 31 日（金曜日）
②　公開買付開始公告日	平成 26 年２月３日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）
③　公開買付届出書提出日	平成 26 年２月３日（月曜日）
④　買付け等の期間	平成 26 年２月３日（月曜日）から平成 26 年３月３日（月曜日）まで（20 営業日）

（２）買付け等の価格

１株につき、金 850 円

（３）買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際して、当社株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社株式の市場価格を基礎とすること、また市場価格とは経済状況その他様々な要因により日々変動するものであることから、適正な価格としての市場価格とはある一時点ではなく一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年１月 31 日の前営業日である平成 26 年１月 30 日までの過去１ヵ月間の終値の単純平均値 1,240 円、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値 1,131 円、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値 1,048 円、同過去 12 ヶ月間の終値の単純平均値 1,009 円）の株価推移を考慮する必要があると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判

断いたしました。

そこで当社は、平成 25 年 12 月下旬、三菱商事に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について両社で協議を行った結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式(23,345,400 株、発行済株式総数に対する割合 29.56%)の一部である 10,300,000 株（発行済株式総数に対する割合 13.04%）について応募する意向がある旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 26 年１月 31 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第１項及び当社定款の規定に基づき、10,400,100 株（発行済株式総数に対する割合 13.17%）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、買付価格は一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年１月 31 日の前営業日である平成 26 年１月 30 日までの過去１ヵ月間の終値の単純平均値 1,240 円、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値 1,131 円、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値 1,048 円、同過去 12 ヶ月間の終値の単純平均値 1,009 円）の株価平均を踏まえていずれに対してもディスカウントを行った価格である 850 円とすることを決議いたしました。

買付価格である 850 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年１月 31 日の前営業日である平成 26 年１月 30 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 1,246 円に対して 31.78%(小数点以下第三位を四捨五入、以下ディスカウント率の計算において同じとします。)、平成26年１月30日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値1,240円 に対して31.45%、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値 1,131 円 に対して 24.85%、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値 1,048 円に対して 18.89%、同過去 12 ヶ月間の終値の単純平均値 1,009 円に対して 15.76%のディスカウントをそれぞれ行った価格となっております。

なお、当社が平成 23 年３月１日から同年４月４日を買付け等の期間として実施した自己株式の公開買付けにおける買付け等の価格は１株につき 140,000 円（当社は平成 24 年 10 月１日を効力発生日として１株を 200 株とする株式分割を実施しておりますので、当該株式分割を考慮した価格は１株につき 700 円となります。）ですが、当該公開買付け及び本公開買付けのいずれも日々変動する当社株式の市場株価を算定の基礎としていることから買付け等の価格は相違しております。

②算定の経緯

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向 30%以上を目途として利益還元を実施することを基本方針としております。平成 25 年３月期においては、株主の皆様に対する利益還元の一環として、平成 24 年５月に自己株式 26,985 株を取得し、平成 23 年４月に取得した自己株式 91,000 株と合わせた 117,985 株を平成 24 年５月に消却いたしました。今後も、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、既存事業の基盤強化と成長に向けた新たな事業分野に積極的に取り組みながら、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上と安定的な配当の継続に努めてまいります。

かかる状況下、平成 25 年 11 月初旬頃、当社の筆頭株主及びその他の関係会社である三菱商事より、その保有する当社株式の一部を売却したい意向がある旨の連絡を受けました。これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の当該株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性及び市場価

格への影響、並びに当社の財務状況等を鑑み、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による買い受けの可能性や当社が当該株式を自己株式として買い受けることについての検討を開始いたしました。

その結果、当社が自己株式として買い受けることは、過去にも実施してきたとおり資本効率の向上に寄与すること、かかる自己株式の取得を行う場合には金融機関からの借入れによって調達した資金の一部（9,000,000 千円）を充当いたしますが、かかる借入れの実施を前提としても従前より設定している借入枠の利用であることから当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと、三菱商事が売却を希望する株式数が第三者に譲渡された場合には、状況によっては当社の資本政策や事業戦略の見直しによる既存株主へ影響も想定されること等を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることといたしました。また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社株式の市場価格を基礎とすること、また、市場価格とは経済状況その他様々な要因により日々変動するものであることから、適正な価格としての市場価格はある一時点ではなく一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年１月 31 日の前営業日である平成 26 年１月 30 日までの過去１ヵ月間の終値の単純平均値 1,240 円、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値 1,131 円、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値 1,048 円、同過去 12 ヶ月間の終値の単純平均値 1,009 円）の株価推移を考慮する必要があると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社株式を引き続き保有する株主様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、平成 25 年 12 月下旬、三菱商事に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について両社で協議を行った結果、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、三菱商事が保有する当社株式（23,345,400 株、発行済株式総数に対する割合 29.56%）の一部である 10,300,000 株（発行済株式総数に対する割合 13.04%）について応募する意向がある旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 26 年１月 31 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第１項及び当社定款の規定に基づき、10,400,100 株（発行済株式総数に対する割合 13.17%）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを実施すること、買付価格は一定期間（本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 26 年１月 31 日の前営業日である平成 26 年１月 30 日までの過去１ヵ月間の終値の単純平均値 1,240 円、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値 1,131 円、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値 1,048 円、同過去 12 ヶ月間の終値の単純平均値 1,009 円）の株価平均を踏まえていずれに対してもディスカウントを行った価格である 850 円とすることを決議いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,400,000 株	―	10,400,000 株

（注１）応募株券等の総数が買付予定数（10,400,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（10,400,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行なわないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の２第２項において準用する法第 27 条の 13 第５項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

8,863,000,000 円

（注）買付予定数（10,400,000 株）を全て買い付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

（６）決済の方法

①　買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

②　決済の開始日

平成 26 年３月 26 日（水曜日）

③　決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ）日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315％（所得税及び復興特別所得税 15.315％、住民税５％）の額が源

泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第４条の６の２第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

（ロ）国内に恒久的施設を有しない居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第４条の６の２第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

（ハ）法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その場合、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成26年３月３日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成 26 年３月 25 日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（７）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の

者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

② 三菱商事より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社株式（23,345,400 株、発行済株式総数に対する割合 29.56%）の一部である 10,300,000 株（発行済株式総数に対する割合 13.04%）を本公開買付けに対して応募する意向がある旨の回答を得ております。また、本公開買付けに応募しない当社株式（13,045,400 株、発行済株式総数に対する割合 16.52%）については、本日現在において、当面は保有する意向であると伺っております。

（ご参考）平成 25 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	78,988,316 株
自己株式	84 株

以　上